

岩手県盛岡市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔盛岡市協議書より抜粋〕

（１）宿泊税の目的

盛岡市において、観光は地域経済の好循環を生み出す総合産業であり、国内外の人々の来訪及び交流人口を増加させるためには、受入環境整備やサービス向上のための観光振興施策を実施する必要がある、これらの費用に充てるため、宿泊税を導入する。

（２）盛岡市の観光施策への取り組み

本市は、岩手山や姫神山などの秀峰を望み、北上川や中津川、雫石川などの清流が悠々と流れる「杜と水の都」として知られ、豊かで美しい自然と四季のはっきりした気候、南部盛岡藩の城下町として400年を超える歴史、先人から受け継いだ伝統を背景に、岩手県の県都として発展してきた。

令和5年には、盛岡市がニューヨーク・タイムズ紙で「2023年に行くべき52か所」の2番目に取り上げられたことから、新幹線社内誌、国際線機内誌への掲載、重点ターゲット国・地域の設定、プロモーション活動及び受入態勢の整備を進めてきた。

この結果、中長期的な国内旅行市場の規模縮小が予想される中、令和6年の訪日外国人旅行者数は過去最高の3,687万人を記録し、今後、さらなる増加が期待されている。

（３）導入の必要性

少子高齢・人口減少社会が進むなか、盛岡市における人口推計は、令和32年には229,998人となり、令和2年と比べると約20.6%の減少が見込まれ、これに伴い税収減が想定される。一方で、交流人口・関係人口の拡大は地域の活性化に不可欠であり、活力ある地域社会となり、発展していくためには、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化に寄与する取組みを推進する必要がある。

特に、大都市圏に集中している訪日外国人観光客によって高まるインバウンド需要を取り込むため、外国人観光客の受入環境の整備や海外プロポーションの強化等に一層積極的に取り組むことや、国内外での観光地間競争が激化しているなかで北東北の交通結節点としての地理的特性から、広域エリア内での連携により観光資源を相互に結びつけることで、個々の資源の魅力を相乗させ、増強させるなどの取組みが求められる。

観光施策を総合的かつ効果的に推進するため、観光振興施策の新たな財源として、法定外目的税である宿泊税を導入するものである。

2. 概要

[盛岡市協議書より抜粋]

課 税 団 体	岩手県盛岡市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	盛岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約2.6億円
課 税 免 除 等	なし
徴税費用見込額	（平年度）約1,500万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

岩手県盛岡市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、岩手県盛岡市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

盛岡市宿泊税は、盛岡市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

盛岡市宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまではい

えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和５年３月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道ニセコ町「宿泊税」の変更について

1. 変更の理由 [ニセコ町協議書より抜粋]

(1) 本町の観光と宿泊税の現状

ニセコ町では、令和5年(2023年)12月に宿泊税条例案が可決され、その後様々な手続きを経て令和6年(2024年)11月1日より5段階の定額制による宿泊税を導入した。現在は宿泊税導入後1年余りではあるが、近年、様々な行政需要が増加し、観光振興に充てる財源の確保が観光地として喫緊の課題であった本町において、宿泊税の導入は町内で非常に良い効果をもたらしている。それは、宿泊税の税収が毎年確実にもたらされることにより、町内ではこれらの課題解決に確実に向き合える安心感が広まっていることが大きい。そのため、観光関係者をはじめ町内では、本町が目指すべき将来像として掲げた『町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート』の実現に向け、宿泊税の使途も含めた議論が宿泊税導入前よりも活発化している。

一方で、宿泊税の導入検討時点では新型コロナウイルスの影響からの観光需要の回復が道半ばの段階であったが、現在は急速に観光需要が増加しているとともに、コロナ禍以前とは観光の性質も大きく様変わりしている。特に顕著なのは、インバウンドの増大と冬季偏重型の観光需要の傾向が強くみられることである。これに伴い、本町を含むニセコエリアでは、不動産価格の高騰や観光業界の人件費高騰に伴う他の産業での深刻な人材不足と経費増大、ごみ処理や水道、救急といった行政需要の増大、冬季間の慢性的な交通渋滞と公共交通の不足など、住民生活にも影響が及びはじめたのが現状である。

(2) 宿泊税制度を変更する必要性

本町が宿泊税の導入を進めた令和5年(2023年)から、今日までは僅か2年余りである。しかし、観光地としての本町をめぐる状況は大きく変化しており、それは主に次の2点に大別される。まず1点目は、インバウンドをはじめとした観光入込の急激な増加と季節偏在の拡大などに伴う行政需要の拡大、そして2点目は北海道宿泊税の導入である。

特に1点目の変化は、宿泊税の導入議論を進めていた数年前には想像が困難な速さと大きさで進んでおり、これらにより発生や拡大している課題に向き合うには、より一層の財源確保と観光のまちづくりの担い手強化が強く求められている。そのうえで、本町の場合は現状の段階定額制より、定率制で賦課したほうが宿泊税収が増加することに加え、低価格帯の宿泊施設では現状より宿泊客の負担が減ることも両立できる見込みであり、定率制へ制度を変更する意義は大きいとの認識は宿泊事業者との間で広く共有している。

また、宿泊税導入議論を長年にわたり定率制で重ねていた本町では、北海道宿泊税の導入を見越してやむなく段階定額制での導入に切り替えた経緯がある。それは、北海道庁との協議を始め、当時は様々な議論や要素を検討した結果、定率制と段階

定額制による宿泊税の併存は困難で、そのままでは町内の宿泊事業者に多大なる負担をおかけするとの判断からであった。

しかし段階定額制で導入して1年余りの今日までの間、宿泊事業者のみなさんからは段階定額制に伴う事務の負担増に関する声も寄せられている。これらの意見は、特に定率制で宿泊税を導入する倶知安町と本町の両町で宿泊施設を管理運営する事業者や、昨今増えている外資系の事業者の現場から寄せられることが多い。また、宿泊事業者に限らず町内では、現状では上限がある宿泊税額よりも、宿泊料金に応じて一定の割合で負担を求める定率制の公平感を評価する声が従前から大きい。加えて、段階定額制に切り替え、宿泊税を北海道に先んじて導入した本町としては、北海道庁に対して町内宿泊事業者の負担軽減などに十分配慮するよう再三にわたり要請したものの、結果として先行自治体への配慮は制度上見られなかった。そのため、令和8年(2026年)4月に北海道宿泊税が導入された場合、双方とも段階定額制ではあるものの、このままでは段階しきい値の違いなどをはじめ、宿泊事業者の負担は増大するとの懸念を抱いていた。しかし令和7年(2025年)7月末、倶知安町と北海道の間で、「町道宿泊税」として宿泊料金に対して定率3%で宿泊税を賦課する制度が認められ、導入される運びとなった。本町でも導入が決定する以前から、倶知安町とも連絡を取り合いながら両自治体の宿泊税制の動向を見守るとともに、今後の本町の制度の在り方について議論を重ねており、令和7年(2025年)8月以降は宿泊事業者をはじめとした町内並びに北海道庁と本格的な協議を重ねた。なお、今回定率制に変更する改正条例案を議会上程するまでの間は約4か月であったが、この間に本町では町議会全員協議会を3回開催し、北海道宿泊税の導入も踏まえながら、本町宿泊税制度変更の是非と町内の合意形成状況などを町議会と丁寧に議論を重ねた。また、宿泊事業者に対しては、全事業者を対象にアンケートと全3回の意見交換会で定率制への変更に関する意向や徴収事務上の課題を共有。このほか、主要宿泊施設との毎月の連絡会や観光協会主催の懇談会などでも意見交換を重ねてきた。さらに町として定率制への変更を目指すことを正式に表明した令和7年(2025年)11月以降も、全3回の意見交換会をはじめ、観光審議会やまちづくり懇談会など、宿泊事業者のみならず、有識者、町民のみなさんなど広く意見交換を重ねてきた。

以上のように、本町では今回の宿泊税制度の変更に際し、短期間に集中して取り組みを進めることとなった。しかし、本町では長年にわたり定率制での宿泊税導入議論を重ねていたことから、宿泊事業者の多くは定率制の趣旨や変更への意義をよく理解していた。さらに、昨今の急激な観光需要の増大や変化は少なからず住民生活に影響を及ぼしているため、町を訪れる宿泊客に応分の負担を求める意識が町内には潜在的に存在している。これらのことから、短期間に集中して重ねた議論ではあるが、宿泊税制度の変更に關しては、全体として町内での理解は概ね得られたと判断した。なお、議論の中で宿泊税導入から2年で制度を変える方針に戸惑いや批判の声があったのは事実だが、それぞれの意見に対し、これまでに述べた本町をめぐる様々な変化や状況に対応するには、極力早い変更が宿泊事業者及び地域全体に資するとの判断を説明するとともに、変更に伴う支援を町として万全に尽くすことなど対話を重ねることで、変更時期についても事業者からは理解を得られたと判断している。

そこで町ではこれらを踏まえ、令和7年(2025年)12月の第9回ニセコ町議会定例会に「ニセコ町宿泊税条例を改正する条例(案)」を上程、議会でも慎重な審議のもと、賛成多数で可決されたところである。以上のことから、ニセコ町では宿泊税導入当時に掲げた、「優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る」ことを時代や環境の変化に柔軟に対応し、より確実に推進することを目指し、このたび法定外目的税である宿泊税の変更をするものである。

2. 概要 [ニセコ町協議書より]

課 税 団 体	北海道ニセコ町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用及びニセコ町宿泊税条例第10条の2第1項に規定する納入に要する費用
課 税 標 準	<u>上記施設における宿泊料金</u>
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	<u>宿泊料金の3%</u>
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約2.6億円
課 税 免 除 等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ <u>認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）</u> ・ 町長が必要と認める者
徴税費用見込額	（平年度）約200万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

北海道ニセコ町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

ニセコ町の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしている。

② 住民の負担

このため、「住民の負担が著しく過重」と言えるかが、同意の適否におけるポイントとなる。

ニセコ町における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する北海道宿泊税に係る負担と合わせて検討する必要がある。ニセコ町域内の宿泊税額は、北海道宿泊税と合わせて「宿泊料金×3%」である。

宿泊料金2万円で600円、5万円で1,500円であり、絶対値として、また先行事例（倶知安町が同様の税率設定を採用）を踏まえても著しく過重な負担とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

ニセコ町宿泊税は、ニセコ町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（3）「（1）及び（2）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適

当ではないこと。」

ニセコ町宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和５年３月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。